

きざぶのさと

NO.121 月刊

板倉恒津守勝弘 (その五)

第六輯 支配者篇 第十五号

昭和四十三年七月一日 発行 非売品

岡山県都窪郡吉備町東町一三五字垣方

吉備観光協会

第120号フグキ

明治四年庭政藩は解散し庭瀬県と改められた。心勝弘は甘藷知事と被免されて東京に居を移るに及んで領民の主なる人々に自分の別の授受の後方、家臣たちにも藩邸の表御成門(正面)方面から大廣間に招き、家老・森岡喜多右エ門武從(幸三郎に墳墓がある)が年長者であったので代表として甘藷主にかわつて訣別の鮮き述べた。

諸臣は兼知でもあろうが徳川幕府は十五代慶喜將軍で終りを告げ三百年の政治はここに新政府に引継がれた。これは薩摩、長門などの家臣どもの身分が極く低い足輕あがりのもの共の力によつて成立したことがある。しかしこれお時世の流れとしてやむを得ない「勝てば官軍、負ければ賊軍」という言葉も出た。思うに板倉家も江戸幕府の先祖徳川家康に勤仕した譜代の臣にして諸臣の父祖も亦板倉家に奉仕し諸君もこれを受け継いで忠勤を励み子や孫に至るまで御奉公の道を一筋に續けてきたのであろうか。いま大政は移り変り諸君は板倉家との間に結ばれた深い主従の關係は全く断ち切られたのである。しかし東西に袂をわかつて呆平素武士としての教養を身につけた品格ある態度は今後とも失うことなく、人間としての正道を歩み軽率妄動を戒め

一
二

庶民よりなに事によらず侮蔑せうれな、立派な行動をおし進めるよう充分に心懸けられたい。
從五位様の傳達が終ると諸臣のなかから一人の代表が一步前へ進み出て奉答した。

「今從五位様からのお別れに際してご懇篤なるお言葉を戴き誠に感激に堪えませんが、わたくし諸臣は父祖傳來板倉家にご奉公致し安危に際しては身命を賭して死を恐れず、武士は二君に仕えず」という言葉があります。たとえ山野に屍を晒らすとも何等悔ゆることなき精神を堅持して参りました。しかし時運には敵しかたなく、ここに大訣別の時は参りました。わたくしは將來新らしい生活の道を求めていかねければなりません。たとえ貧苦の暮しを辿つても正しく強く武士としての素養と根性を忘却することなく從五位様のお言葉を肝に銘じ君恩の万分の一にでも酬いた、決意であります。一同にかわつて一言お答へ申します。

聞き入つた諸臣は寂として聲なく、水を打ったような気が胸のなかに、どこかうともなぐすすり泣く聲が起り、拳で頬をつたゆる涙を拭うものもあつた。

以上は筆者の想像で書いたのであるが、三百年の氷、間の政治体制が終つたのでこのような趣旨の言葉がかわされ、主従哀別の情に堪えな、ものかあつたらうと推測せうれる。

訣別の式が済んだ後、從五位様は家臣に洩れなく死記の通り御下賜金並に

記念の品々を増うれた。

御家中江被下衣ニ記ス

家老用人江金四拵五兩宛

外旅給人江同四拵兩宛

中小性ハ同三拵五兩宛

御徒士所ハ同三拵兩宛

以下無格ハ同廿五兩宛

其外五兩ツツ減四兩迄新兵ハ毫兩宛

勝弘は明治四年廿二才を迎へられたが安政五年八月廿一日九才の時父勝全またを失い家督を継がれたが国事多端の特極正武を儀武は明治四年に行かれたようである。東花房村庄屋本謀安家に傳りて右文書に

板倉程津守勝弘様

当末二十二

(明治四年)

郡奉行江当地大庄屋庄屋御用連

御家督萬端無御滞被為清候付右為御祝儀御酒御吸物被

下置候間寛々(中々)頂戴可及候江戸表より被仰付候

右の趣被為申渡候

末四月

御献立

○吸物 味噌汁 ○碗蓋 厚焼玉子 昆布巻 ○平鉢 銚

郡奉行江 当地村々

御家督萬端無御滞被為清候右為御祝儀御酒御着被下置

候間寛々頂戴被仰出江戸表より被仰付候

右の趣被申渡候

末四月

米 四拵五俵 (一俵は当時三斗五升)

明治四年行政改革に庭瀬藩は庭瀬県と存り旧領地を改められた小田郡十八ヶ村を割られて賀陽郡宮内板倉立田川入中田平野沖分近友東花房西花房庭瀬所新宇郡矢部村の十二ヶ町村に編入されたことはさきに述べたが当時庭瀬県の書上帳に

家数千式百拵九軒

母 沢

九百九十九軒 持家

六十七軒 内別

式十三軒 御家中分

七十一軒 借家

本間具足 三拵八領

盈具足 三拵六領

種ヶ島鉄炮 五拵七程

鎗 四拵 筋

其外家具数々ニ御座

候

十六軒 明家

式拵七軒 出取

拵七ヶ寺 寺

式ヶ所 庵二軒

三軒 非人番

右之通質陽郡都字郡村町家数奉者上候 以上

末四月 (明治四年)

△明治四年九月大政官から仰出候迄に自今百姓町人に苗字ヲ差許候。と布告され、従来苗字は武家并に村役人などの外は許されなかつたが、一般に苗字が許された。苗字のなかつた下卑人たちは主家などから姓をもらうて始めて名乗るようになった。また度刀令が出た武家は度刀を棄てて名乗る腰となり、また断髪令が明治四年八月に布告されて千ヨマゲを切つて西洋風の散髪することになった。この散髪を俗にジヤン切といつてゐた。当時流行した鬘化ドンドン切に

いぎな新髪、いぎな茶せん(鬘吉と長くして結ぶ)ドンドン。髪のあるのは野蠻人、ほんまかぬ、そうじやないかドンドン。また千ヨマゲ頭をたたいて見れば頭迷吉隨の音がする。ジヤン切り頭をたたいて見れば文明鬘化の音がするドンドン。

散髪は江戸(東京)からあらためられた次第に各地方に渡つてきた。いぎな田力の新髪が増えるにつれて女性にもふつと見られた。髪を切り落してジヤンギリ頭になった新しやも出てきた。従来島田まげなどに結つて長いかんざしを指したものであつたが、この女性は前髪茶屋や矢場(射場)に働く給仕女などから始まつた

五 六

断髪は男性と紡はしく世間では評判が悪く翌五年(一八七三)には早くも「女性のジヤン切頭の醜態を見るに忍びない、婦人の断髪を止めるがよ、をなすれば貞潔を歩け」と攻撃した。「不眠従娘」と書つて「おんはむすめ」と假名をつけた。そこで当局も黙つて居られず女性の断髪を禁止した。見つけ次第違反者は「六錢から十錢」の罰金をとるといふ嚴しい命令を出した。断髪はすくんに進まないで外出の度毎に罰金をとられることになるので当局は一度罰金を納付されると証明書を發行して持たせたという。

男性では断髪を厭うものもあつた。吉備町では誰かがこれをしたか知らないが、合名敷の街では花屋というもちやの老人が、大正の中頃まで断髪しなま、に死んでいった。左せ頭の髪を坊、ないか、と聞くと、若祖母らむらつた髪をさう簡単には切る訳にはいかなかった。しかレ月代も剃らな油もつけられ無造作に千ヨマゲを結つてゐたので、まるく白髪時代の流人のようであつたが死ぬるまで千ヨマゲで通レもちを染めて町から町へと、広く廻つてゐた。外にも三三人いたが、名物男はこのもちやの老人ひとりであつた。

△榎倉氏が戸川、久世、杉平氏のもとを継いで庭瀬に移封して百六十九年十二代を最後にこの地とは縁のお別れとなつた。そして数々の記念品を村々の主なる住民に贈らねと去つてゐた。旧家臣は旧主とゆかれ、身分に應じた身代金を下賜された。これを資本として庭瀬に當り商人や百姓になるもの、或は知己をたよつて他

郷に移るなど警談の情に堪えないものがあったろう。

全国では二百四十万といわれる武士は官吏、巡査、役場職員などに就任したもので、或は商人に転じたものもあつたが、高法のを顧みなく勿く失收したものが多かつた。これを「士族の商売」といつている。一方新政府は副官を將士を奨励して那須や明野原へ集団移住させ、また北海道で屯田兵制度を設けて故清の土産を講じた。庭瀬からもこれに参加し現在成功しているものもある。

庭瀬ではこの時手前といふに成る家財道具を我々が三束三文で売却した。街では市をなす時なすぬ藩首を亡したという。街屋敷などの建物も其筋に接収され心なき、商人の下足にかけられ自由に入出入した。後より押下げとなつて岡山市白石の深井某が四尺取で取毀すの運命を辿りいま住宅に改造されている。庭園も取除かれて岡山市今保の大賀某の庭園に移された。その跡は田畑となり僅かに某名家の鎮守者山神社と稲荷神社、その社地三百六十余坪と畑地四畝ありあまりがその面影を遺している。家中屋敷も全くその邊はなく、一、二の蒿木草の屋敷の家屋が残っているのみである。

清山神社は枝倉家の先祖枝倉重昌(島原の乱に結陣として出陣戦没す)その子重矩(京都所司代)の父子を祭つている。本殿には枝倉家遺物数点と書を保存している。なかに白室より下賜された数々の書契重なる室物がある。
御陽成天皇の御製の和歌に

空輝のなくぬやよきに杜の露 ほしあえぬ袖を人の問ふまで
の色紙は代表的のものである。これは慶長年間幕府の権勢のものと白室の衰微していくことをいたく歎みられた和歌である。

△ 明治二年から三年にかけて各地で農民一揆が起つた。幕府は倒れたが下積の農民は待つていた。年貢半減りも宣旨のみで新政府に期待した事は破れた。誠後の一揆や松代藩では特種商人と藩の役人が結んで利益をむさぼつたのが原因となつて一揆が起り政府は諸藩兵を以て彈圧を加へ六百余人を捕えて三百数十人を斬首又は十年の徒刑に附している。甲府では重税に端を發して騒動が起つた。また政府領となつた旧天領地でも起り福島では三万人の農民が蜂起して県庁を包圍し獄舎を破つて囚人を解放した。山口では関東進撃を仰いだ奇兵隊進撃隊整武隊などの兵隊が誹切行營の不滿で約二千名が脱走し一因となつて藩方と包圍して不穩の象徴に成つた。豊後の日向地方では一万の農民と山口からの脱走兵と結んで亂を起したが、これはソレも鎮圧された。

明治四年庭瀬県右衛門など合併して笠岡に深津県を添足したが新政府に不平を抱き、不逞の徒があつた民衆を引き入れて不逞の拳に出るものがなつた。これに限らなないので県では各村毎に一名の代表者を笠岡へ呼出し花の布告をした。

無類の奸民ども事を好み無根の妄説を唱え良民を煽惑(そそのかす)或は虚喝を以て恐嚇(おどし)せしめ己が勝手より徒党の人数に入北甚し

きは人の家賊を掠奪し人の家屋を毀壞し幼穉狼藉言語同断の事には斯る大胆の所業に及ば候而は聲頭人は申道もなく有月從(おひやかされて来た方)のちつといへども罪科難道其上時縁に等り而は不得止兵隊を以て御取入方にも可相候儀元来無四非の良民をも悪民の爲路に陥り知らず、無量の禍を招き親子兄弟夫婦にも相別れ非命の死を遂げんも不便の至りに候へ共其時に至る悔悟千万御寛大の御度並通し願うといへども甲斐無之候條兼而後仰出候御法度(おきて)を堅く相守り決して奸民に欺まかれず親戚相誦し近隣相誦め家業を出精徳に天竺の樂みを不失様可致候尤も致以の義有之とて徒党と不語強訴を不企平穩に申出ええ然と御沙汰可相候條候旨と心得違ひ無之様致度此段布告及
 日定候也

壬申四月十七日(明治五年)

深津具

とある。幸いに吉備地方では日希動の芽出もなく住民は比前新政府の令達を遵奉し何事も起らなかつた。

△ 勝弘は東京にて明治四十二年五月七日六十二歳を逝去せられた。その訃言が庭瀬にもたらされたが葬儀に關しは同六月十日庭瀬町在住の旧家臣阪井通之、渡辺要次郎、角田在潔の三名が總代となり新徳寺にある臨濟宗清水山移林禪寺にて遺體のためおごをかな法要が営まれた。當時

九〇

の任職維内和尚が導師の席につき井山宝福寺、徳徳寺等から数名の伴僧が列席し縁故者多数が参列し凶丑大に奉行された。或は後代表者として旧家臣深田龍雄が急遽上京し靈前に御供物を供え親しく遺族に哀悼の意を言上した。

夫人は勝弘の死後二年を至した同四十四年二月七日永眠せられた。

○ 戸川達敏 (その二)

明治二年五月十九日新政府の行政改革に伴うて倉敷県庁が倉敷市向市場四合敷代官所の新所に置かれ初代県知事に小野典平が任免された。管轄区域は倉敷天領地(阿賀野田郡内の領地を除く)。撫川領(川上、小田郡の領地を除く)。分家の妹尾、早島、帯江等領本領地は悉く倉敷県に編入された。その当時其印冊の命令によつて提出された撫川領の幕末五年間に亘る年貢米取立石高の文書は左の通りである。

おわり未完

飛竜 中華そば

代表者 森安義夫

有限 赤木製衣麵工場

公認 吉備不動産相談所

吉備町撫川 電話三一〇一七

吉備町庭瀬国道筋 電話三一〇四六